



センターマスコットキャラクター「メメ&ペペ」 by K.Sakamoto

編集・発行

(公社)土佐市シルバー人材センター  
〒781-1105 土佐市蓮池 2211-2  
電話 088-852-1123 FAX 088-828-5520  
HP <http://www.tosa-sjc.or.jp/>  
メール [mail@tosa-sjc.or.jp](mailto:mail@tosa-sjc.or.jp)

## 新たな契約方法（包括契約）に移行します

### ■問題の発生

インボイス制度の施行に始まった多額の消費税納税額負担という問題は、シルバー人材センター事業に大きな転換を求める結果となりました。これは、売上に含まれる消費税から仕入に含まれる消費税を差し引いた残り(仕入控除といいます。)は、基本的に納税することが必要で、課税対象事業者や簡易課税制度を利用する事業者は、こうした算定を基に消費税の確定申告を実施しています。

一方、シルバー会員が1千万円未満の免税事業者で、かつ適格請求書(インボイス請求書)を発行することができないため、土佐市SCでも会員に支払った配分金・材料費に含まれる消費税の仕入控除が出来ず、結果、数百万円の資金が不足し、事業継続が出来ない事態に追い込まれることとなります。

### ■包括契約で生ずる問題

こうした事態に対応する方法として生まれたのが新たな契約方法である包括的契約方法への移行です。この契約方法によって、会員が仕事をしたとき、発注者への請求書には、会員の配分金と材料費に係る消費税額が表示されず、センター材料費と事務費に係る消費税のみが表示されます。

例えば、配分金11,000円(うち消費税1,000円)に事務費15%で1,650円(うち消費税150円)の合計12,650円の請求書を発注者に請求したとします。このときの請求額は、合計12,650円(うち消費税150円)という表示になり、会員分の消費税1,000円が請求書内に表示されていないため、発注者が前記の確定申告する場合、150円の消費税しか控除出来ず、結果、1,000円の消費税を申告の際に自己負担しなければなりません。

### ■契約相手方と消費税確定申告

消費税の確定申告が必要な方は、生産者と、生産者と消費者の間に存在する流通業者の方です。例えば、農産物の生産者は肥料や燃料といった資材を仕入れて農産物を生産し販売するため、仕入と売上の双方で取り引き行為をしているため消費税が発生します。中間の流通業者も同様で、最終的にその物を消費する方が税を負担するから消費税と言われるものです。しかし、一般家庭の人は、消費税付きの物を買って消費するだけのため、この消費税の確定申告はしていないでしょう？

### ■土佐市SC

冒頭に示したように、土佐市SCも大きな問題が発生し、会員に支払った消費税の仕入控除が出来ないため経営困難となりますが、では、どのようにすればその危機を乗り越えられるか？です。当センターは、この一年間をかけて新たな契約方法への移行について協議・検討を重ねてきました。

その結果、理事会協議によって、これまでにお知らせしてきたように、新たな契約方法である「包括的契約」に移行していくこととします。包括的契約は、発注者と会員が直接契約する方法ですが、当センターは、今までのとおり、会員の仕事が円滑に進むようにお世話したり、契約金額の請求・受領等の行為を担って

いきます。

ただ、発注者の方に十分な説明をしてご理解を得る必要があるため、包括的契約に移行する契約相手方を次のとおり優先してスタートします。

○ 令和8年4月1日から包括的契約とする相手方

ア. 公共団体及び公共団体に準ずる団体(公社・公団など)

イ. 一般家庭

※ 理由: 課税事業者でないこと、消費税の確定申告をしないとみなすため

○ 令和8年4月1日から包括的契約としない相手方

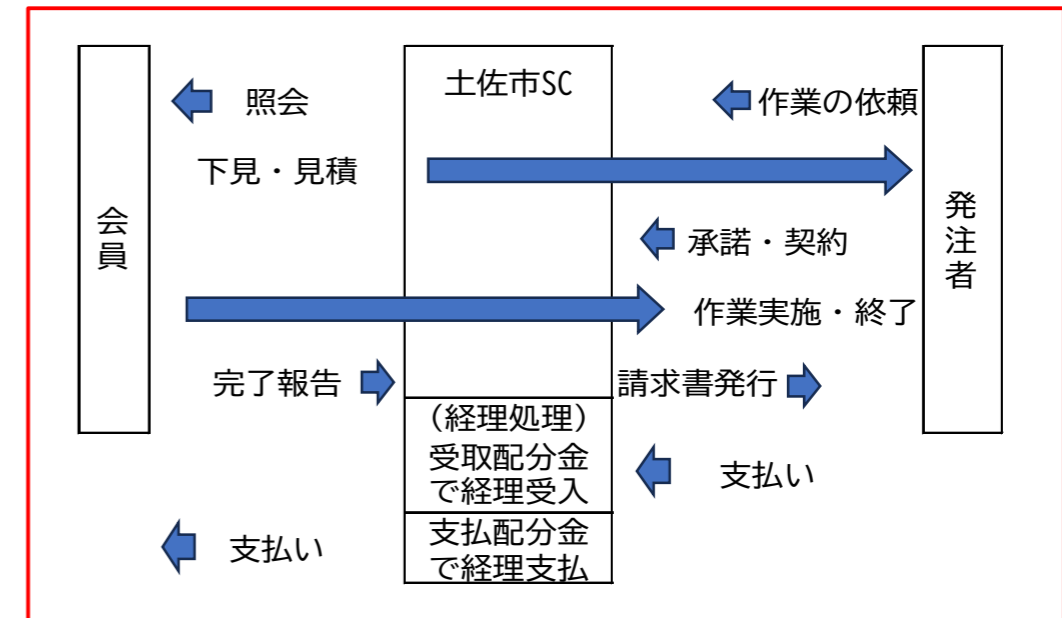
※ 上記以外の一般企業(会社法人、農業法人)及び農産物を生産・販売している農業経営者については、包括的契約移行の丁寧な説明を重ねていくこととし、早ければ令和8年10月1日から、遅くとも令和9年4月1日から移行の予定です。

### ■会員の配分金の処理

前記のように発注者を区分する中で包括的契約がスタートした場合、土佐市SCの経理処理によって、会員が受け取る配分金の流れが次のように変わります。

上記のように、令和8年4月1日から会員が仕事に就く場合、その仕事が前記の公共団体又は公共に準ずる団体、一般家庭への仕事か？それとも以外の一般企業や農業経営者への仕事か？で、会員が受け取る配分金の金額が若干変わります。

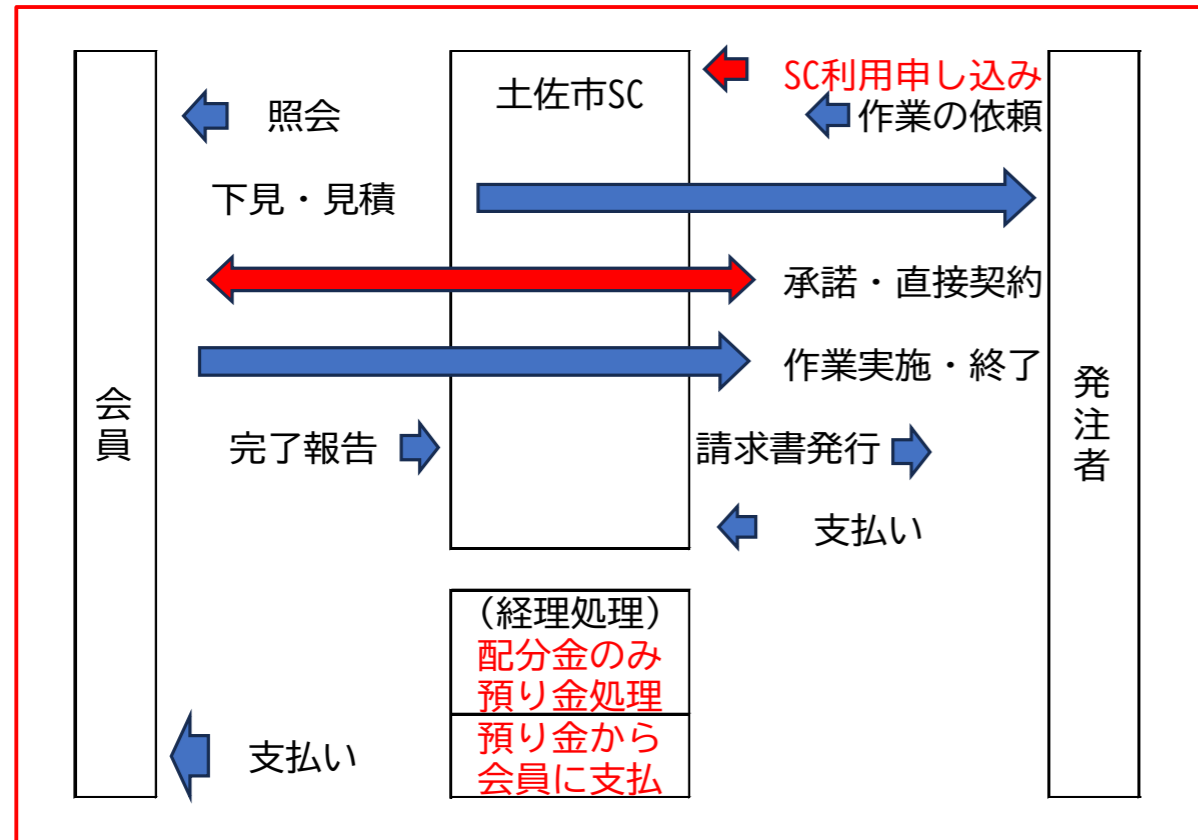
【いまの配分金の流れ】



【説明】

- 上の図で会員が請け負った作業の金額が11,000円(うち消費税1,000円)とします。
- SCの事務費は15%ですから、11,000円×0.15=1,650円(うち消費税150円)です。
- 発注者への請求書には、請求額11,000円+1,650円=12,650円(うち消費税1,150円)と表示したうえで、請求明細に会員分とSC分を区分して表示しています。
- この12,650円が発注者から支払われたら、SC経理内で受取配分金11,000円、受取事務費が1,650円と区分して経理処理します。
- そして配分金支払日に本来、支払配分金を11,000円支払うのですが、納税消費税を200円を会員負担として、残り10,800円(うち消費全800円)を会員口座に振り込んでいます。
- 会員には、この「うち消費税」分の200円を減額して支払っていますが、令和5年度総会で承認されたように、納税額の20%分を会員が補填するというに基づいています。

【包括的契約の配分金の流れ】



説明

- 前ページの例で、発注者から支払われた12,650円(うち消費税1,150円)のうち、会員配分金11,000円を「預り金」とし、SCの収益に入れられない方法をとります。
- そして配分金支払日に支払配分金として11,000円(うち消費税1,000円)を会員口座に振り込みます。
- 会員には、今までのように「うち消費税」分の200円を減額することはありません。これは会員配分金をSC収益に計上する方法としないため、消費税の納税負担がなくなるからです。

■総括

1. 契約方法の基本

- ① 令和8年4月1日以降に請け負う作業のうち、公共団体又は公共団体に準ずる団体と、一般家庭から発注のあった作業に係る契約方式を「包括的契約方式」とします。
- ② 一般企業・事業所や農産物生産・販売農家から発注のあった作業は、これまでのとおりの契約方式です。

2. 配分金(材料費を含む)の取り扱い

包括的契約方式	預り金処理	納税分消費税は減額しない
これまでの契約方式	受取配分金と支払配分金で経理処理	納税分消費税は引き続き20%減額

3. 土佐市SCの収益事業費の見込み

- ① 包括的契約移行にともない、新年度(令和8年度)の土佐市SCの収益事業費の見込み額は、概算で次のように変化します。

■受託事業収益・費用の一例(会員分のみ試算例)

(単位:円)

区分	従前契約方法		包括的契約移行		若干の説明
	見積額	うち消費税	見積額	うち消費税	
収益					
受取配分金	11,000	1,000	11,000	1,000	これまでの契約金額は、包括的契約移行後も変わりなし。
受取材料費	2,200	200	2,200	200	
計	13,200	1,200	13,200	1,200	
費用					
支払配分金	10,800	800	11,000	1,000	会員が受け取る消費税のうち20%を納税負担しているが、包括的契約になると負担がなくなる。結果、上の受取額を全額会員に支払い。
支払材料費	2,160	160	2,200	200	
計	12,960	960	13,200	1,200	
納税負担分	240	240	0	0	
計	13,200	1,200	13,200	1,200	

【説明】

- 受取配分金・受取材料費の合計額が13,200円と仮定して算定したのですが、令和5年の総会で、納税額が多額になりSC運営が困難になるため、会員とSC側で一部を負担することとした結果、会員が受け取る消費税の20%を預かって消費税確定申告時にSC納税額の財源の一部に充当しています。
- しかし、包括的契約に移行すると、会員経費(配分金・材料費)は預り金となって、SC収益に含まない経理処理となるため、会員が受け取る消費税を清算しなくてもよいこととなります。包括的契約への移行という方法は、この点によるものです。
- ただ、包括的契約に移行しない一般企業や農産物を扱う農家への就業については、当面、これまでの契約方法を維持しますので、会員が受け取る消費税から、いままでのように20%相当額をSCが預かって納税額財源とする「二通りの支払い方法」となりますので、ご承知下さい。
- 会員のみなさんがご不明の点は、丁寧に説明しますので、SC事務局までお越し下さい。

令和8年度定時総会の開催について

■会報1月号でお知らせしたように、令和8年度定時総会を下記により、招集します。

- 日時:令和8年5月23日(土)午前10時を予定
- 場所:土佐市立蓮池コミュニティセンター2階会議室

■総会当日は、年間定期契約を行っている次の仕事を除き、一切の作業を行うことを禁止します。

- 年間契約を行っている公共関係の日直業務、清掃業務
- 年間契約により指定管理業務を行っているコミセン管理業務
- 年間契約を行っている民間企業受託業務

■総会終了後、令和8年度の土佐市発注の波介川除草等作業と、高知県中央西土木事務所発注の波介川及び波介川関連河川除草等作業の請負の可否について協議・決定しますので、この作業に就業を希望される会員の方は、総会出席も併せて参加をお願いします。

■今期総会は、7年度事業実績と決算承認のほか役員改選等の重要議案を提出する予定ですので、多くの会員のみなさんが出席されるよう、よろしくお願いします。

■また、総会前には、この会報でお知らせした8年度から始まる包括的契約への移行、本年10月から消費税法の経過措置期間の後半にあたるため、納税額の一部負担についても協議いただく予定です。会員のみなさん自身に大きく関わる課題ですので、併せてよろしくお願いします。